要求案

一、增給案

一般に本人時間給　四錢宛の增加

二、公平分配（暴利制限）

會社利益配當を半期に五分と制限し夫れ以上の利益は從業員一般に配當する事

三、解職、退職、老衰退職

(イ) 解職手當

一般本人日給百八十日分を支給する事

(ロ) 解雇に際し勤續手當

一ケ年以上三ケ年未滿六ケ月を增す毎に十五日分加算支給する事

三ケ年以上五ケ年未滿六ケ月を增す毎に二十日分加算支給する事

五ケ年以上六ケ月を增す毎に三十日分加算支給する事

(ハ) 本人都合に依り退職する手當

一ケ年以上二ケ年未滿四十日分

二ケ年以上一ケ年增す毎に二十日分加算支給する事